

○刑事統計調査規程

〔 平成 3 年 12 月 2 日法務省司調訓第 502 号
大臣訓令、検事総長、検事長、検事正あて 〕

改正 平成 12 年 12 月 28 日法務省司調訓第 1191 号

改正 平成 18 年 1 月 20 日法務省司司訓第 60 号

(目的)

第 1 条 この規程は、刑事統計の調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(調査の対象)

第 2 条 調査は、検察庁において取り扱う被疑事件及び被告事件並びにその確定裁判（以下「事件等」という。）について行う。

(調査方法及び調査事項)

第 3 条 調査は、統計報告表、被疑者調査票及び未済事件被疑者調査票（以下「報告表等」という。）により、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 被疑事件の受理、処理及び未済
- (2) 検察官上訴
- (3) 公訴の取消し
- (4) 公訴の失効と再起訴
- (5) 確定裁判
- (6) 刑の執行猶予の言渡し
- (7) 刑の執行猶予の言渡しの取消し

(報告表等の様式及び庁名符号等)

第 4 条 報告表等の様式、調査に用いる庁名符号、国籍符号及び罪名符号その他調査に関し必要な事項は、法務省大臣官房司法法制部長（以下「法制部長」という。）が定める。

(統計報告表の作成及び提出)

第 5 条 地方検察庁支部及び区検察庁の長は、自庁の取扱いに係る事件等（以下「自庁分」という。）の統計報告表（以下「報告表」という。）を作成し、検事正に対し、その定める日までにこれを提出する。

2 検事正は、自庁分の報告表並びに支部及び区検察庁の長から提出を受けた報

告表を集計して管内合計表を作成し、検事長に対し、その定める日までにこれを提出する。

- 3 高等検察庁支部の長は、自庁分の報告表を作成し、検事長に対し、その定める日までにこれを提出する。
- 4 検事長は、検事正から提出を受けた管内合計表を集計して合計表を作成し、かつ、自庁分の報告表及び支部の長から提出を受けた報告表を集計して合計表を作成し、自庁分の報告表、支部の長から提出を受けた報告表及び検事正から提出を受けた管内合計表とともに、法制部長及び検事総長に対し、法制部長の定める日までに提出する。
- 5 検事総長は、自庁分の報告表を作成し、法制部長に対し、その定める日までにこれを提出する。

(被疑者調査票及び未済事件被疑者調査票の作成及び提出)

第6条 檢察庁の長並びに高等検察庁支部及び地方検察庁支部の長は、それぞれ自庁分の被疑者調査票及び未済事件被疑者調査票（以下「調査票等」という。）を作成する。

- 2 地方検察庁支部及び区検察庁の長は検事正に対し、高等検察庁支部の長は検事長に対し、それぞれ自庁分の調査票等を、検事正又は検事長の定める日までに提出する。
- 3 検事正は自庁分の調査票等並びに支部及び区検察庁の長から提出を受けた調査票等を、検事長は自庁分の調査票等及び支部の長から提出を受けた調査票等を、検事総長は自庁分の調査票等を、法制部長に対し、その定める日までに提出する。

附 則

- 1 この訓令は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 刑事統計調査規程（昭和32年法務省調発第1153号大臣訓令）は、廃止する。
- 3 平成3年分の調査については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月28日法務省司調訓第1191号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年1月20日法務省司司訓第60号）

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。